

番 号	14 請願第 3 号 (即 決)
受理年月日	平成 1 4 年 2 月 2 7 日
件 名	有事法制に反対することについて
提 出 者	<p>三鷹平和委員会 事務局長 東 健郎</p> <p>三鷹民主商工会 会長 澤崎 郁夫</p> <p>新日本婦人の会三鷹支部 支部長 安藤 明子</p> <p>原水爆禁止三鷹協議会 会長 小川 秀男</p>
紹介議員	大城 美幸、杉本 英騎
要 旨	
<p>〔請願趣旨〕</p> <p>いま政府は、テロ対策や不審船対策のために必要であるかのように有事法制を宣伝し、戦争の際に自衛隊や米軍に様々な特権を与える有事法制を今国会で成立させようとしています。</p> <p>テロ対策は、昨年 9 月 28 日に「アメリカ合衆国における同時多発テロ事件に関する決議」を三鷹市議会で決議したように「再発防止に向けて、国際法に基づく対応」をとることが求められています。</p> <p>「不審船」のような海上における警察活動は、海上保安庁が行うべきものです。また昨年 12 月に起きた「不審船」事件は領海外の排他的経済水域で行い、国際法上の根拠を欠いた海上保安庁の行為であり、周辺国と共同対処できるルールを作るべきで、有事とは何ら関係のない事件です。</p> <p>政府自身、いま日本に大規模な侵略を企てるような勢力はいないことを認めています。有事法制は、日本に差し迫った危機が全くないにもかかわらず、自衛隊や米軍の軍事行動を何よりも優先し、国民の土地や財産を取り上げ、地方自治体も民間会社も、一般市民も強制的に戦争に協力させ、国民を総動員しようとするものです。</p>	

先の大戦で、アジア 2,000 万人、日本 300 万人の犠牲の上に、二度と戦争を行わないと決めた憲法第九条を含む憲法の平和原則をじゅうりんするもので、有事法制の立法化は絶対に許すことはできません。

以上の趣旨に基づき、三鷹市議会が関係当局に対し意見書を提出していただきたく、お願いいたします。